

川崎市介護認定審査会運営要綱

平成11年 9月6日
11川健介第205号
健康福祉局長専決

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する川崎市介護認定審査会（以下「審査会」という。）の適切な運営に資することを目的とする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長に事故等があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 会長は、合議体の委員を指名する。

5 会長は、いずれの合議体にも属さない委員を合議体の委員として指名することができる。

(調査員との兼務の禁止)

第3条 審査会委員は、所属する合議体の所管区域において調査員として認定調査に従事することはできない。

(合議体の設置)

第4条 各区役所に次に規定する数の合議体を設置し、その名称及び所管区域は別表のとおりとする。

(1) 川崎区役所	10合議体
(2) 幸区役所	6合議体
(3) 中原区役所	7合議体
(4) 高津区役所	7合議体
(5) 宮前区役所	7合議体
(6) 多摩区役所	7合議体
(7) 麻生区役所	6合議体

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合は、合議体は、所管区域以外の区域に係る審査及び判定の案件を取り扱うことができる。

3 合議体を構成する委員の数は、5人とする。

(議長及び副議長)

第5条 合議体に議長及び副議長各1人を置く。

- 2 議長は、当該合議体を構成する委員の互選によって定める。
- 3 副議長は、当該合議体を構成する委員の中から議長が指名する。
- 4 議長は、当該合議体の事務を掌理する。
- 5 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 合議体は、当該合議体の議長が招集する。

- 2 合議体の開催は、概ね隔週開催とする。ただし、議長が必要と認めた場合は前段の規定にかかわらず、合議体を開催することができる。
- 3 1合議体が1回の開催で審査及び判定する件数は、概ね30から40件程度とする。

(審査及び判定)

第7条 合議体は、要介護認定及び要支援認定の申請があった者について、認定調査票の基本調査及び特記事項並びに主治医意見書に記載された意見に基づき、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に規定する要支援認定及び要介護認定の審査判定基準に照らして、次の各号について、審査及び判定を行う。

(1) 第1号被保険者

要介護状態、又は要支援状態に該当すること及び要介護状態区分、又は要支援状態区分

(2) 第2号被保険者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の2第1項の規定に基づく介護扶助の決定に際して福祉事務所長の求めのあった者（以下「第2号被保険者等」という。）

要介護状態、又は要支援状態に該当すること及び要介護状態区分、又は要支援状態区分とその状態の原因である身体上又は精神上的の障害が介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条に規定する特定疾病によって生じたものであること。

- 2 前項の審査及び判定については、被保険者の要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化を防止するために必要な療養に関する事項や、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの有効な利用等に関し被保険者が留意すべき事項について意見を付することができる。
- 3 第1項及び前項の規定は、要介護更新認定、要支援更新認定、要介護状態区分の変更の認定、要支援状態区分の変更の認定、要介護認定の取消し及び要支援認定の取消しについて準用する。
- 4 介護給付等対象サービスの種類の指定を受けた者から当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更の申請があったときは、主治医意見書に記載された意見に

基づき、第1項第1号及び第2号について、審査及び判定を行う。

(合議体開催の手順)

第8条 事前の準備については、次のとおり行うものとする。

(1) 区役所の介護保険担当は、合議体の開催に先立ち、当該開催日の合議体において審査及び判定を行う審査対象者をあらかじめ決めた上で、該当する審査対象者について次に掲げる資料を作成する。

ア 一次判定結果(厚生労働省から配布された一次判定用ソフトにより基本調査の調査結果を分析・判定したもの)

イ 特記事項の写し

ウ 主治医意見書の写し

(2) 区役所の介護保険担当は、前号に規定する資料について、氏名又は住所等個人を特定する情報については削除した上で、合議体委員に配布する。

2 審査及び判定については、介護認定審査会委員テキストに基づき、次のとおり行うものとする。

(1) 合議体委員は、一次判定結果を特記事項及び主治医意見書の内容と比較検討し、明らかな矛盾がないか確認する。これらの内容に不整合があった場合には再調査を実施するか、あるいは必要に応じて主治医又は調査員に照会し、一部修正が必要と認められる場合には、調査結果の一部修正を行う。

また、第2号被保険者等の審査及び判定にあたっては、主治医意見書の記載内容に基づき、要介護状態又は要支援状態の原因である生活機能低下が特定疾病によって生じていることを特定疾病にかかる診断基準に照らして確認する。

(2) 一次判定の結果を原案として、特記事項及び主治医意見書の内容を加味した上で、介護の手間に係る審査判定を行う。

認定審査会での個別の審査判定において、特記事項及び主治医意見書の内容から、通常の例に比べてより長い(短い)時間を介護に要すると判断される場合には、一次判定の結果を変更する。

介護の手間に係る審査判定において要介護認定等基準時間が三十二分以上五十分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態と判定した場合には、認定審査会資料に示された「認知機能・状態の安定性の評価結果」を原案として、特記事項及び主治医意見書の内容を加味した上で、状態の維持・改善可能性に係る審査判定を行い、要介護1又は要支援2のいずれの要介護状態等区分に該当するかについて、判定を行う。

(合議体の付する意見)

第9条 合議体が必要に応じて付する意見については、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 認定の有効期間を定める場合については、現在の状況がどの程度継続するかという観点から以下の考え方を基本に認定の有効期間についての検討を行う。

ア 認定の有効期間を原則より短く定める場合

- ・状態の維持・改善可能性に係る審査判定において要介護1と判定した者であって、「疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない状態」とされた者等、身体上又は精神上の生活機能低下の程度が短期間に変動しやすい状態にあると考えられる場合
- ・施設から在宅、在宅から施設に変わる等、置かれている環境が大きく変化する場合等、審査判定時の状況が変化する可能性があると考えられる場合
- ・その他、合議体が特に必要と認める場合

イ 認定の有効期間を原則より長く定める場合

- ・身体上又は精神上の生活機能低下の程度が安定していると考えられる場合
- ・同一の施設に長期間入所している等、審査判定時の状況が、長期間にわたり、変化しないと考えられる場合（重度の要介護状態にある場合を基本とするが、個々の事例ごとに原則より長期間介護状態が継続すると見込まれる場合を判断する。）
- ・その他、合議体が特に必要と認める場合

(2) サービス種類を指定する場合は、申請者の状況について具体的に検討の上、種類を指定する。

なお、種類の指定は、複数のサービスを組合せて指定することもできる。

(審査判定資料等の取扱)

第10条 過去に用いた審査判定資料及び概況調査は、合議体が当該審査対象者の状態を把握するための参考資料として用いることができるが、審査判定の際の直接的な資料としては用いない。

2 審査会資料のうち「認知機能・状態の安定性の評価結果」は、介護の手に係る審査判定において、要介護認定等基準時間が三十二分以上五十分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態と判定された者に対する状態の維持・改善可能性に係る審査判定においてのみ用い、介護の手に係る審査判定において「認知機能・状態の安定性の評価結果」を用いることはできない。

(委員の判定不参加)

第11条 審査対象者が入所等をしている施設等に所属する者が、当該合議体に委員として出席している場合は、当該審査対象者の審査及び判定に限って、当該委員は判定に加わることができない。ただし、当該審査対象者の状況等について意見等を述べることは差し支えない。

(委員及び事務局員以外の参加)

第12条 合議体は、審査判定にあたって、必要があると認めるときは、審査対象者及び家族、主治医、調査員及びその他の専門家の出席を求め、その説明及び意見を聴くことができる。

(合議体の非公開)

第13条 合議体の会議は、非公開とする。

(審査会の簡素化)

第14条 次の各号に掲げる全ての条件を満たす場合は、「第8条 合議体開催の手順」「第9条 合議体の付する意見」「第10条 審査判定資料等の取扱」の規定によらず、審査会を簡素化して実施することができる。

- (1) 審査対象者が介護保険法第7条第3項第1号又は同条第4項第1号に定める者であること
- (2) 介護保険法第28条に定める要介護更新申請又は第33条に定める要支援更新申請であること
- (3) 一次判定(「一次判定の修正・確定」を行う前のもの。以下同じ。)における要介護度が、前回認定結果の要介護度と同一であること
- (4) 現在の認定有効期間が12か月以上であること
- (5) 一次判定における要介護度が「要支援2」及び「要介護1」でないこと
- (6) 一次判定における要介護認定等基準時間が、次のいずれにも含まれないこと
 - ・ 29分以上32分未満
 - ・ 47分以上50分未満
 - ・ 67分以上70分未満
 - ・ 87分以上90分未満
 - ・ 107分以上110分未満
- (7) 主治医意見書に「がん末期」等の記載がないもの
- (8) 現在の認定に介護給付等対象サービスの種類の指定がないもの

(庶務)

第15条 審査会の庶務は健康福祉局において処理し、合議体の庶務は当該合議体の所管区域を所管する区役所において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年9月6日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日・12川健介保第37号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月26日・14川健介保第484号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日・16川健介保第271号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日・18川健介保第268号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日・21川健介保第543号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日・24川健介保第2249号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日・28川健介保第1000号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月17日・31川健介保第445号・健康福祉局長専決)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月23日・6川健介保第1124号・健康福祉局長専決)

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表

名 称	所 管 区 域
川崎第1合議体	川崎区役所の所管区域
川崎第2合議体	
川崎第3合議体	
川崎第4合議体	
川崎第5合議体	
川崎第6合議体	
川崎第7合議体	
川崎第8合議体	
川崎第9合議体	
川崎第10合議体	

幸第1合議体 幸第2合議体 幸第3合議体 幸第4合議体 幸第5合議体 幸第6合議体	幸区の所管区域
中原第1合議体 中原第2合議体 中原第3合議体 中原第4合議体 中原第5合議体 中原第6合議体 中原第7合議体	中原区の所管区域
高津第1合議体 高津第2合議体 高津第3合議体 高津第4合議体 高津第5合議体 高津第6合議体 高津第7合議体	高津区の所管区域
宮前第1合議体 宮前第2合議体 宮前第3合議体 宮前第4合議体 宮前第5合議体 宮前第6合議体 宮前第7合議体	宮前区の所管区域
多摩第1合議体 多摩第2合議体 多摩第3合議体 多摩第4合議体 多摩第5合議体	多摩区の所管区域

多摩第 6 合議体 多摩第 7 合議体	
麻生第 1 合議体 麻生第 2 合議体 麻生第 3 合議体 麻生第 4 合議体 麻生第 5 合議体 麻生第 6 合議体	麻生区の所管区域